

Ⅱ 過誤処理

介護保険における過誤の発生パターン

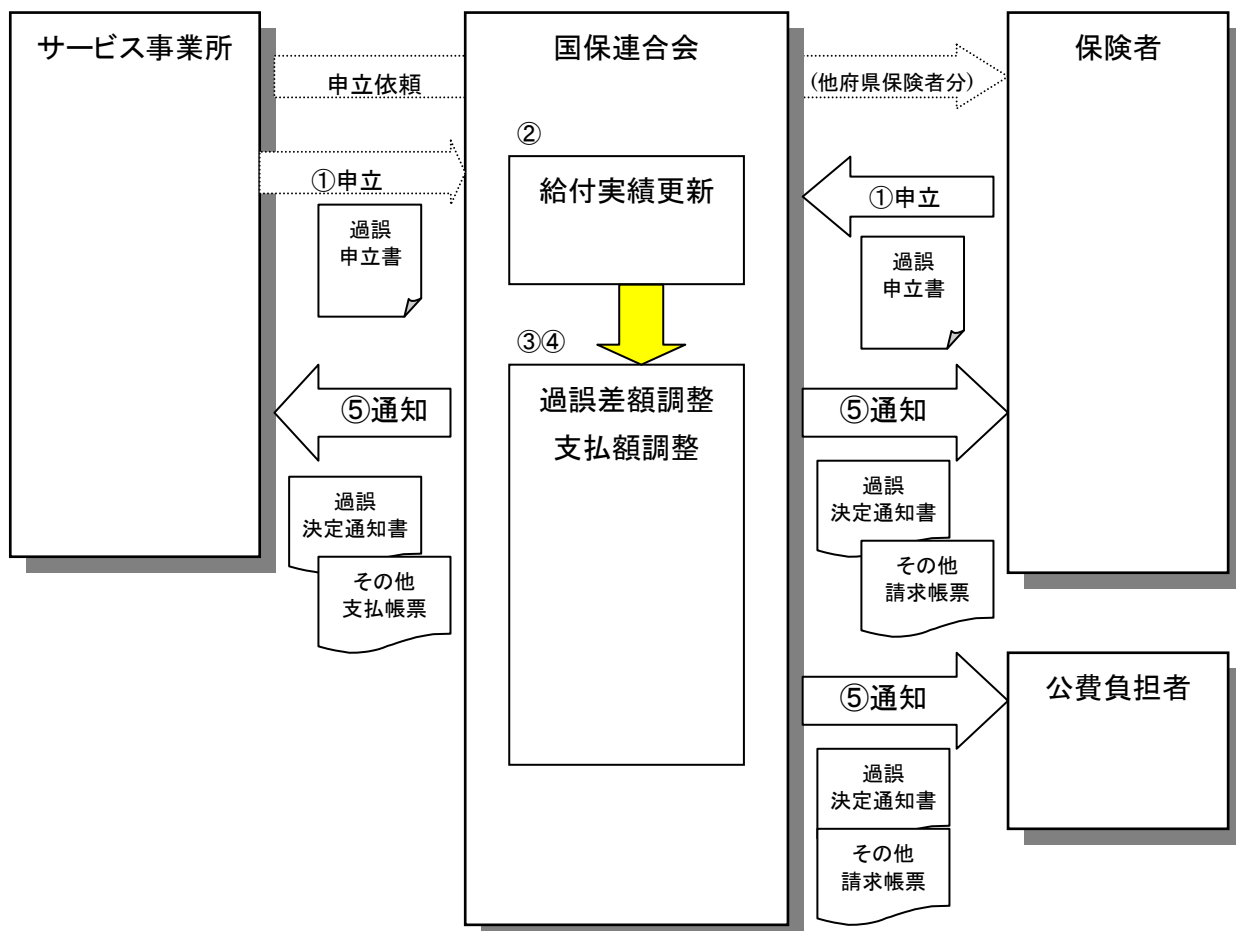
- ① 受給者台帳の登録誤りによる場合
- ② 請求実績の取下げによる場合とがある。

国保連合会に対する過誤申立は保険者が行う。従って当該サービス事業所は保険者に過誤申立を依頼することになる。(全国処理) 滋賀県国保連合会では、15日を締切日として、事業所より直接連合会への過誤申立を受け付けている。

①-1 請求実績等の取下げによるもの

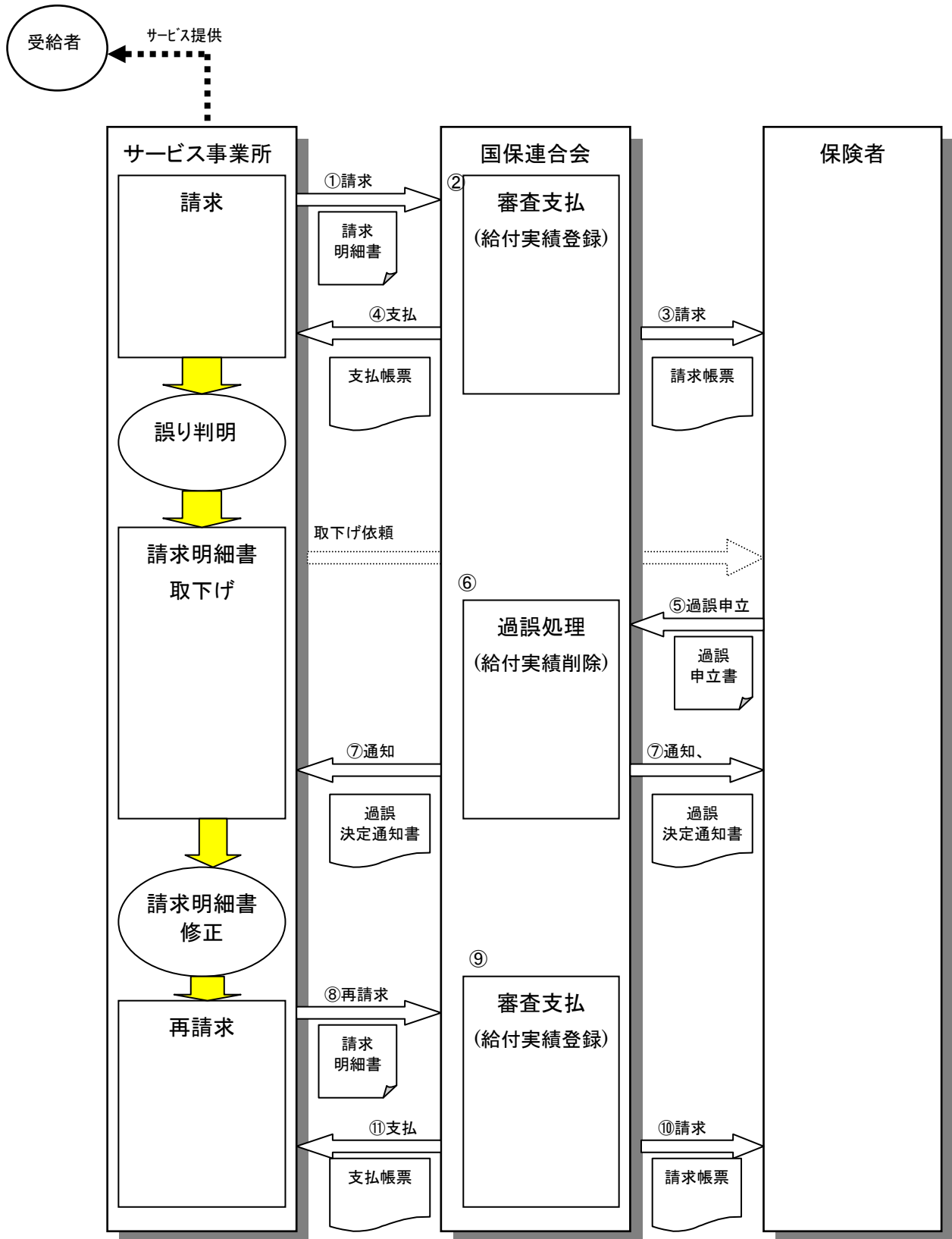
事務処理の概要

- 1 保険者(事業所)は過誤申立書を国保連合会に提出する。
- 2 国保連合会は過誤申立書に基づき、当該給付実績の更新(この場合は削除)を行う。
- 3 支払済分との差額を求める(過誤差額調整)。
- 4 審査支払の通常分と合わせて支払額の調整を行う。
- 5調整結果を当該保険者およびサービス事業所に通知する。(公費併用の場合、公費負担者にも通知する)



①-2 請求明細書の修正

支払済の請求明細書に誤りがあった場合、当該サービス事業所は保険者を通して請求明細書の取下げを行い、その後修正した請求明細書を提出することになる。



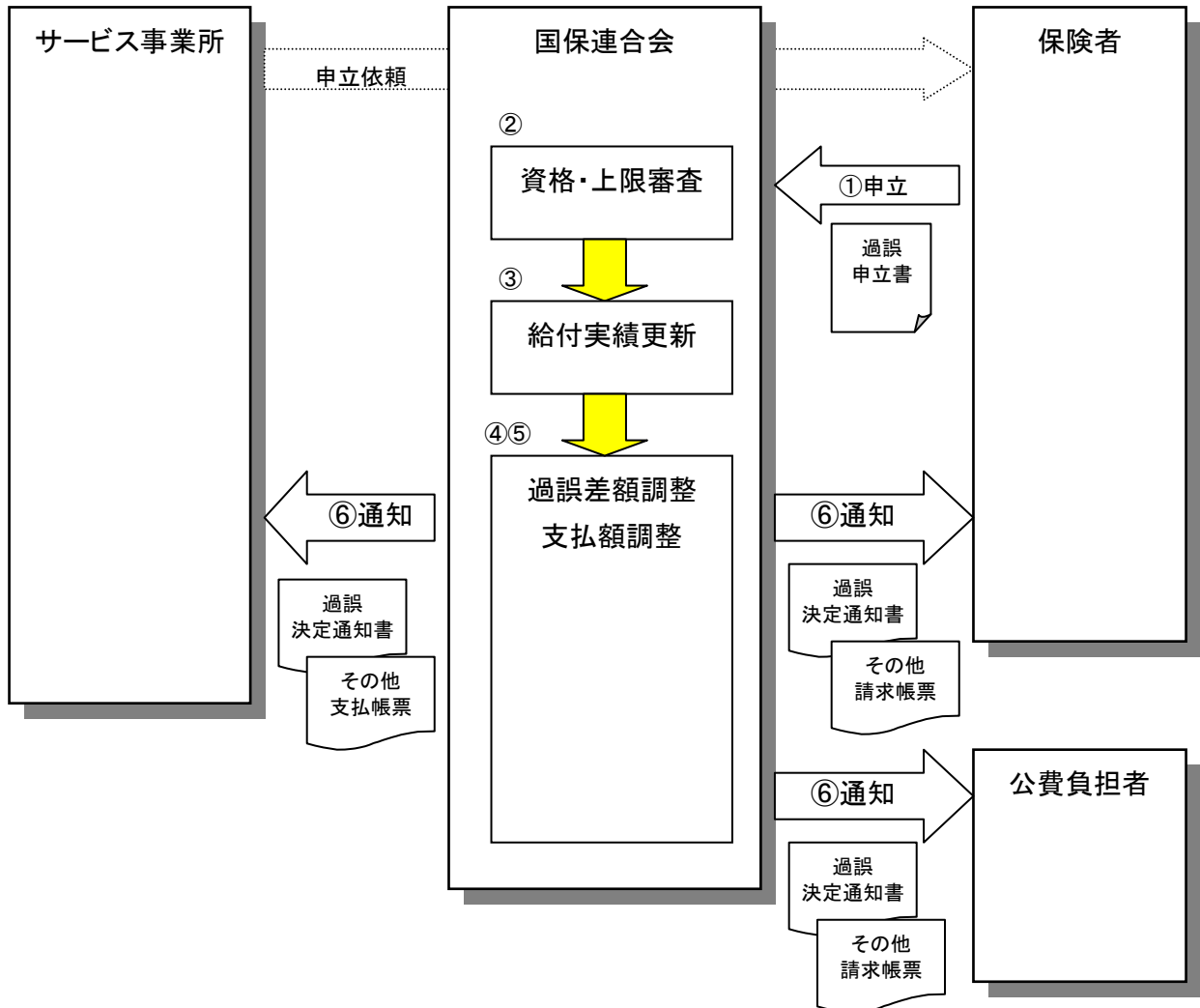
② 受給者台帳等の登録誤りによる場合

受給者台帳等の登録誤りの修正は台帳の異動処理で行う。(保険者)

過誤処理は過誤申立書に基づき、該当請求明細書に対する資格・上限審査等を再度行い、その結果に従って支払額の調整を行うものであり、受給者台帳等の修正との関連付けは行っていない。

事務処理の概要

- 1 保険者は過誤申立書を国保連合会に提出する。
- 2 国保連合会は過誤申立書に基づき、当該請求明細書の資格・上限審査を行う。
- 3 上限審査結果に基づき、当該給付実績の更新を行う。
- 4 支払済分との差額を求める(過誤差額調整)。
- 5 審査支払の通常分と合わせて支払額の調整を行う。
- 6 調整結果を当該保険者およびサービス事業所に通知する。(公費併用の場合、公費負担者にも通知する)



| | | 内容 | |
|-----------|--|--|--|
| | | | |
| 過誤申立事由コード | 様式番号 | 10：居宅サービス介護給付費明細書 | (訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス) |
| | | 11：介護予防サービス介護給付費明細書 | (介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護) |
| | | 21：居宅サービス介護給付費明細書 | (短期入所生活介護) |
| | | 24：介護予防サービス介護給付費明細書 | (介護予防短期入所生活介護) |
| | | 22：居宅サービス介護給付費明細書 | (介護老人保健施設における短期入所療養介護) |
| | | 25：介護予防サービス介護給付費明細書 | (介護老人保健施設における短期入所療養介護) |
| | | 23：居宅サービス介護給付費明細書 | (病院又は診療所における短期入所療養介護) |
| | | 26：介護予防サービス介護給付費明細書 | (病院又は診療所における短期入所療養介護) |
| | | 30：居宅サービス介護給付費明細書 | (認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護) |
| | | 31：介護予防サービス介護給付費明細書 | (介護予防認知症対応型共同生活介護) |
| | | 32：居宅サービス介護給付費明細書 | (特定施設入居者生活介護)(地域密着型特定施設入居者介護) |
| | | 33：介護予防サービス介護給付費明細書 | (介護予防特定施設入居者生活介護) |
| | | 34：居宅サービス介護給付費明細書 | (認知症対応型共同生活介護(短期利用型)) |
| | | 35：介護予防サービス介護給付費明細書 | (介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)) |
| | | 36：居宅介護サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 | (特定施設入居者生活介護(短期利用型)・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)) |
| | | 40：居宅介護支援介護給付費明細書 | (居宅介護支援) |
| | | 41：介護予防支援介護給付費明細書 | (介護予防支援) |
| | | 50：施設サービス等介護給付費明細書 | (介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設) |
| | | 60：施設サービス等介護給付費明細書 | (介護老人保健施設) |
| | | 70：施設サービス等介護給付費明細書 | (介護療養型医療施設) |
| 申立理由番号 | 01：台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整 02：請求誤りによる実績取り下げ 09：時効による保険者申立の取下げ 11：台帳誤りによる事業所申立の過誤調整 21：台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整 29：時効による公費負担者申立の取下げ | 32：給付管理票取消による実績の取下げ 42：適正化による保険者申立の過誤取下げ 52：適正化による公費負担者申立の過誤取下げ 90：その他の事由による台帳過誤 99：その他の事由による実績取下げ | |

介護給付費過誤申立書

介護給付費審査委員会 殿

| | |
|-------|------|
| 事業所番号 | |
| 事業所名 | |
| 所在地 | 〒 |
| 連絡先 | 電話番号 |

下記の介護給付について、過誤を申し立てます。 平成 年 月 日

| 保険者番号 | 被保険者番号 被保険者名 | サービス提供年月 | 申立事由コード | 申立事由 |
|-------|-----------------|----------|---------|------|
| | | 平成 年 月 | | |
| | | 平成 年 月 | | |
| | | 平成 年 月 | | |
| | | 平成 年 月 | | |
| | | 平成 年 月 | | |
| | | 平成 年 月 | | |
| | | 平成 年 月 | | |
| | | 平成 年 月 | | |
| | | 平成 年 月 | | |
| | | 平成 年 月 | | |

※申立事由コード(様式番号2桁 + 申立理由2桁)

| | | | | | |
|------|------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 様式番号 | 介護給付 | 10 様式第二 | 23 様式第五 | 34 様式第六の五 | 50 様式第八 |
| | | 21 様式第三 | 30 様式第六 | 36 様式第六の七 | 60 様式第九 |
| | | 22 様式第四 | 32 様式第六の三 | 40 様式第七 | 70 様式第十 |
| 予防給付 | | 11 様式第二の二 | 26 様式第五の二 | 35 様式第六の六 | |
| | | 24 様式第三の二 | 31 様式第六の二 | 41 様式第七の二 | |
| | | 25 様式第四の二 | 33 様式第六の四 | | |

| | |
|------|--------------------|
| 申立理由 | 02 請求誤りによる実績取り下げ |
| | 99 その他の事由による実績取り下げ |